

毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。
当事務所のHPを全面リニューアル! HP上でのメールの送受信も可能に。「西馬事務所」で検索!



「えっ、妻が先に死んだら遺言書は総て無効になるんですか?」と最前列に座っていた高齢の男性が質問しました。某銀行のセミナーでの事です。“贈与と遺言から考える相続対策”とのテーマで尺山の高齢者が参加。

関心の高い問題です。老後の不安の解決策に成年後見制度(法定後見・任意後見)がありますが、資産の積極的活用や生前贈与・相続対策ができない、家裁への毎年報告等の負担や制約が多い…と

いった欠点があります。この10年で相続トラブルが倍増する中、今注目されているのが“相続対策のイノベーション”と言われる“家族信託”。10年前に信託法が改正され、営利を目的にした商事信託ではな

い民事信託としてできた“本人の想いに添った”財産管理の

一手法です。家族や親族に管理を託すので、高額な信託手数料はかからず誰でも気軽に利用できる生前から死後へと連続した「家族による家族のための“相続対策”」と言えるものです。

「まあ平均すれば年利7~8%程のローン。限度

額は500万円ですが410万円以上借りられたら金利は5%、しかも無担保・無保証人ですよ」と某地方銀行の行員が説明します。「金利が14.5%と一番

高い10~100万円のランクでよく利用

される借入額は?」と尋ねると「そりゃ20~30万でも結構いますね。ただ返済は毎月6~8千円の定額なんで、借り入れを重ねて多重債務者になる人が地域に増えるのもどうしたものか…」とも。そうなん



少額借入『銀行カードで多重債 = 高金利』務者へ…

です。個人のローン利用者を“借り過ぎによる生

活破綻”から保護するため年収の1/3を超えて貸してはならないという「総量規制」が7年前に貸金業法に入りましたが、その後、銀行

が貸金業者の保証と組む事で総量規制のかからない銀行

カードローンで収益をあげるという構図ができています。マイナス金利の中、消費者ローンに活路を求める銀行の経営姿勢が社会問題に…。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。
当事務所からお掛けする ①070-5080-7611 ②070-5481-0659 ③070-5481-0988 ④070-6597-6379 の4つの番号は発信専用の電話です。よろしく。